

第6号議案

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月28日 提出

豊後大野市長 橋本 祐輔

提案理由

非常勤特別職の職員の報酬額の改定等の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年
豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表自治委員の項中「6,000 円」を「5,500 円」に改め、同表国際交流員（C I R）
の項及び外国語指導助手の項中「320,000 円」を「330,000 円」に改め、同表山村振
興地域連携推進事業委員の項及び農業経営・生産対策推進会議委員の項を削り、同表子ど
も・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

コミュニティバス運営協議会委員	日額	4,600円
-----------------	----	--------

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。